

補助金・税額控除 NEWS

補助金を使えなかった場合でもできることがあります！

○経営力向上計画のA類型とB類型の申請を忘れずに

補助金を使う場合でも使わない場合でも、設備投資の際には経営力向上計画を忘れずに申請するようにしましょう。これを申請することによって設備投資金額の最大10%を税額から控除できます。また、そのほかにも所得拡大促進税制での優遇措置もあります。さまざまな優遇を一定期間受けられることから経営力向上計画は「経営のパスポート」と表現されることもあります。しっかりと制度を活用できているか、今一度ご確認されることをお勧めします。

優遇税制

即時償却・税額控除 適用（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却または税額控除を適用できます。

強化税制はテレワーク等のための設備投資促進のため、C類型が拡充（令和2年4月）
経営資源集約化に資する設備として経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する記載があり、事業承継後に取得、製作、建設するものがD類型として拡充（令和3年8月）

※ 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円（取得価額の10%）を法人税・所得税から控除できます。

再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減

M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。（所有権移転の登記方法により税率が異なります）

※ 合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常0.4%⇒経営力向上計画認定0.2%に軽減

所得拡大促進税制で控除額増加

従業員の給与を前年度より増加させた場合、
最大で増加額の25%を法人税から控除できます。

※ 役員等に支払った給与等は計算に含みません。



その他にも日本政策金融公庫での低利融資や各種補助金での加点・優先採択の効果もあります。

- これから実施する設備投資がある
- 500万円以上の設備投資があり、工業会の証明書をメーカーから入手できる → A類型
- 工業会の証明書は入手できないが、1000万円を超える設備投資だ → B類型